

平成25年度 松戸市病院事業会計補正予算 (第3回)

(総 則)

第1条 平成25年度病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数、第2項第2号年間延患者数、第3号1日平均患者数を次のとおり改める。

1. 市立病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	172,645 人	151,475 人
	計	420,793 人	399,623 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	473 人	415 人

2. 市立東松戸病院事業

		(補正前)	(補正後)
(2) 年間延患者数	入院患者数	61,320 人	52,195 人
	外来患者数	52,948 人	35,624 人
	計	114,268 人	87,819 人
(3) 1日平均患者数	入院患者数	168 人	143 人
	外来患者数	217 人	146 人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	市立病院事業収益	14,987,321 千円	325,873 千円	15,313,194 千円
第1項	医業収益	13,644,699 千円	△ 622,855 千円	13,021,844 千円
第2項	医業外収益	1,093,880 千円	499,967 千円	1,593,847 千円
第3項	看護学校収益	147,761 千円	△ 9,435 千円	138,326 千円
第5項	特別利益	1 千円	458,196 千円	458,197 千円

第2款 市立東松戸病院事業収益

		2,391,024 千円	76,337 千円	2,467,361 千円
第1項	医業収益	2,049,339 千円	△ 412,000 千円	1,637,339 千円
第2項	医業外収益	341,684 千円	400,000 千円	741,684 千円
第3項	特別利益	1 千円	88,337 千円	88,338 千円

支出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
----	------	---------	---------	-----

第1款	市立病院事業費用	14,987,321 千円	325,873 千円	15,313,194 千円
第1項	医業費用	14,440,897 千円	△ 122,970 千円	14,317,927 千円
第3項	看護学校費用	147,761 千円	△ 9,353 千円	138,408 千円
第5項	特別損失	25,820 千円	458,196 千円	484,016 千円

第2款 市立東松戸病院事業費用

		2,391,024 千円	76,337 千円	2,467,361 千円
第1項	医業費用	2,286,657 千円	△ 12,000 千円	2,274,657 千円
第3項	特別損失	2 千円	88,337 千円	88,339 千円

支出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第3款 市立介護老人保健施設梨香苑事業費用				
		240,985 千円	0 千円	240,985 千円
第1項	施設事業費用	238,418 千円	△ 9,617 千円	228,801 千円
第3項	特別損失	2 千円	9,617 千円	9,619 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「466,145千円」を「492,506千円」に、過年度分損益勘定留保資金「466,145千円」を「490,972千円」に改め、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,534千円」を加え資本的収入及び支出の額を次のとおり補正する。

収入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 市立病院資本的収入				
第1項	企業債	653,300 千円	△ 39,800 千円	613,500 千円
第3項	負担金	25,020 千円	△ 3,820 千円	21,200 千円
第6項	寄附金	1 千円	1,649 千円	1,650 千円
第7項	県支出金	0 千円	1,500 千円	1,500 千円

第2款 市立東松戸病院資本的収入				
		261,808 千円	△ 200 千円	261,608 千円
第1項	企業債	17,000 千円	△ 200 千円	16,800 千円

支出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 市立病院資本的支出				
第2項	投資	78,360 千円	△ 14,310 千円	64,050 千円

(企業債)

第5条 予算第7条中、起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械 整備事業	千円 370,000	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入 先の融通条件に より償還する。 ただし、企業 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 債に借換えるこ とができる。	千円 330,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市立病院 小児集中 治療室 整備事業	千円 54,100				千円 54,000			
市立東松 戸病院 医療器械 整備事業	千円 17,000				千円 16,800			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条第1項第1号の職員給与費の額「8,476,466千円」を「8,876,551千円」に、第2項第1号の職員給与費の額「1,540,271千円」を「1,628,608千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条第1項及び第2項に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

1. 市立病院事業	(補正前) 2,205,945 千円	(補正後) 2,016,420 千円
2. 市立東松戸病院事業	136,941 千円	126,441 千円

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健次